



平成23年2月4日

社会・援護局地域福祉課

(担当・内線)

課長補佐 荒川 (2851)

予算係長 横溝 (2857)

(電話直通) 03(3595)2615

(F A X) 03(3592)1459

高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付 (教育支援資金)による対応について

低所得世帯に対する貸付事業である生活福祉資金貸付(教育支援資金)において、今年度限りとして、高校生の授業料等の滞納についても対象となることを本日、各都道府県宛に通知(別添参照)しましたので、お知らせします。

【取扱いの内容】

やむを得ない事情により滞納した高等学校の授業料等について、貸付対象とします。

【実施時期】

各都道府県社会福祉協議会の準備が整い次第、順次、実施します。

[参考]生活福祉資金貸付(教育支援資金)の概要(参考資料参照)

実施主体 : 都道府県社会福祉協議会

貸付対象 : 低所得世帯(市町村民税非課税世帯程度)

貸付上限額 : (高等学校)月額3.5万円

社援地発0204第1号
平成23年2月4日

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る
生活福祉資金貸付(教育支援資金)の取扱い
について

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」等に基づいて行われているところである。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであるが、平成22年2月、高等学校に在学する者が授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがある問題に対し、特例的な取扱いを行ったところである。

経済的理由による修学困難な者への支援については、教育施策により、授業料の減免や今年度からの公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等修学支援金制度等の対応が行われているところであるが、子どもの貧困問題という面もあり、福祉的観点からの対応も必要である。

今般、厳しい経済情勢を踏まえ、下記のとおり、今年度限りとして、特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

なお、必要な世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課と連携して、本制度及び本取扱いについて、管内の社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者への周知をお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料等をやむを得ない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 遡及貸付の対象となる経費は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- (4) 貸付金額は、教育支援資金における貸付金額の限度に準ずるものとする。
- (5) この取扱いは、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱いは、あくまで特例的に遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。

生活福祉資金貸付（教育支援資金）の概要

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会
(申込窓口は市町村社会福祉協議会又は民生委員)

【資金内容及び貸付限度額】

低所得者世帯（市町村民税非課税世帯程度）に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金

(1) 教育支援費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

〔貸付限度額〕

高等学校	月額35,000円以内
高等専門学校	月額60,000円以内
短期大学	月額60,000円以内
大学	月額65,000円以内

(2) 就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

〔貸付限度額〕 500,000円以内

【貸付・返済方法】

- (1) 貸付方法 子が借受人となり、親が連帯借受人となる。
- (2) 据置期間 卒業後6月以内
- (3) 償還開始 据置期間経過後から償還開始
※ただし、大学に進学した場合等、就学中は償還猶予可能
- (4) 償還期間 20年以内
- (5) 貸付利子 無利子